

1 はじめに

みんなにわたたかいまちを目指して



このたび、平成30年度から3年間の障害福祉サービス等の提供体制の確保や施策を具体化するための計画である「第5期蕨市障害福祉計画」と、障害のある子どもの健やかな育成を支援するための計画である「第1期蕨市障害児福祉計画」を策定いたしました。

市ではこれまで、障害のある方々の支援の充実を目指し、市有地を活用した短期入所を併設する障害者グループホームの開設や、主に精神に障害のある方の支援を行う地域活動支援センター「つむぎ」に対する運営補助の開始、更には、障害者団体などが障害のある方を支援するために行う自発的な活動に対して助成する制度を新設するなど、障害者福祉の推進を図ってまいりました。

今後とも、蕨市障害者計画の基本理念として掲げる「障害のある人となない人が、地域でともに支え合うまち わらび」の実現に向け、障害のある方への支援の一層の充実を図るため、本計画を推進してまいります。

平成30年3月 蕨市長 頼高 英雄

2 基本理念

**「障害のある人となない人が、
地域でともに支え合うまち わらび」**

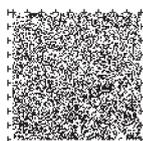
～すべての人が住み慣れた地域で尊厳を持って
安心して暮らせるまちづくり～

3 計画期間

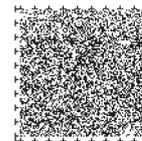
第5期障害福祉計画の期間については、平成32年度（2020年度）を目標年度とし、第1期（平成18年度（2006年度）から平成20年度（2008年度））から第4期（平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度））の実績を踏まえ、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3年間を計画期間とします。

また、第1期障害児福祉計画についても、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3年間を計画期間とします。

なお、いずれの計画も、国・県の行政施策の動向、社会情勢や制度の変化、計画の進捗状況により、必要に応じて見直しを行うこととします。



障害福祉サービス等の目標値と見込み



1 平成32年度(2020年度)における目標値

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	市の考え方
平成29年(2017年)3月31日時点の入所者数(A)	46人	
【目標値】 平成32年度(2020年度)末までの施設入所者数の削減目標数	—	平成32年度(2020年度)末の施設入所者数と、平成28年度(2016年度)末の施設入所者数(A)の差引の目標値。 埼玉県の方と同様に削減数の目標値は設定しない。(国の目標は2%以上)
【実績値】 地域移行者数	1人	施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行した人の数。 (平成27年(2015年)4月から平成29年(2017年)12月までの実績)
【目標値】 平成32年度(2020年度)末までの地域移行者数の目標数	2人	平成28年度(2016年度)末の施設入所者数(A)のうち、グループホーム、福祉ホーム、一般住居へ移行する人数。 国の指針を踏まえつつ、平成27年度(2015年度)から29年度(2017年度)までの地域移行者数の実績と現に施設入所している人の実情を勘案し目標を4%とする。(国の目標は9%以上)

(2) 精神障害のある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築

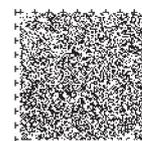
市の考え方
国の考えでは、平成32年度(2020年度)末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設定することを基本としています。 本市では地域自立支援協議会を中心として、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設定することにいたします。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数値	市の考え方
【実績】 平成28年度(2016年度)一般就労移行者数	2人	平成28年度(2016年度)において、福祉施設を退所し、一般就労した人の数。
【目標値】 目標年度の年間一般就労者数	3人	平成32年度(2020年度)において、福祉施設を退所し、一般就労する人の数。 埼玉県の方と同様に平成28年度(2016年度)実績の5割以上増。(国の目標は5割以上)
【実績】 平成28年度(2016年度)末の就労移行支援事業の利用者数	25人	平成28年度(2016年度)末の就労移行支援事業の利用者数。
【目標値】 平成32年度(2020年度)末の就労移行支援事業の利用者数	30人	平成32年度(2020年度)末の就労移行支援事業利用者数の目標値。 国、埼玉県の方と同様に平成28年度(2016年度)末の実績の2割以上増。
【目標値】 平成32年度(2020年度)末の就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所の率	50%	平成32年度(2020年度)末の就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所の率の目標値。 国、埼玉県の方と同様。

(4) 就労定着支援

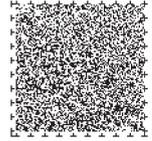
項目	1年後定着率	市の考え方
平成30年度(2018年度)	—	—
平成31年度(2019年度)	80%	支援開始後1年の定着率(8割以上)
平成32年度(2020年度)	80%	支援開始後1年の定着率(8割以上)



2 障害福祉サービスの見込み

サービス名	内容	見込量		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。	2,400時間 100人	2,520時間 105人	2,640時間 110人
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。			
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援助等の外出支援を行います。			
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。			
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。			
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	60人 1,320人日	61人 1,342人日	65人 1,430人日
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。	9人	9人	9人
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気などの場合、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	50人 250人日	52人 260人日	56人 280人日
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	1人 22人日	1人 22人日	1人 22人日
自立訓練（生活訓練）		2人 44人日	2人 44人日	2人 44人日
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	29人 638人日	32人 704人日	35人 770人日
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。	22人 484人日	24人 528人日	26人 572人日
就労継続支援（B型）		56人 1,232人日	57人 1,254人日	58人 1,276人日
就労定着支援	障害のある人が雇入れ後に早期離職することなく職場定着するため、また、難病患者等の職場定着に関する取組の支援を行います。	1人	1人	1人
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住宅で、相談や日常生活上の援助を行います。	48人分	50人分	52人分
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	47人分	47人分	47人分
自立生活援助	一人暮らしへ移行した障害のある人に一定期間、巡回訪問や随時の対応で適切な支援を行います。	1人分	1人分	1人分
計画相談支援	障害のある人が障害福祉サービスを適切に利用できるよう、サービス等利用計画を作成し、サービス開始後、一定期間ごとにサービス利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う等の支援を行います。	377人分	387人分	397人分
地域相談支援（地域移行支援）	地域移行支援は、障害者入所施設や精神科病院に入所又は入院している障害のある人を対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行います。	0人分	1人分	1人分
地域相談支援（地域定着支援）	地域定着支援は、居住において単身で生活している障害のある人を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。	0人分	0人分	0人分

3 地域生活支援事業の見込み



(1) 相談支援

サービス名	内容	見込量		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談支援事業	障害のある人や保護者などからの相談に応じ、必要な情報提供、助言・指導等を行います。	3か所	3か所	3か所
基幹型相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務を行います。	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	入居が困難な障害のある人に対し、必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援します。	実施	実施	実施

(2) 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援制度

サービス名	内容	見込量		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害のある又は精神障害のある人で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人について、後見人等の報酬等の経費の一部について補助を行います。	2人分	3人分	3人分
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。	—	—	—

(3) 日常生活の支援 ① 意思疎通支援事業

サービス名	内容	見込量		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者派遣事業	意思疎通を図ることに障害がある人との意思疎通を仲介するために、手話通訳者の派遣を行います。	340人 320件	360人 340件	380人 360件
要約筆記者派遣事業	意思疎通を図ることに障害がある人との意思疎通を仲介するために、要約筆記者の派遣を行います。	9人 2件	12人 3件	12人 3件
手話通訳者養成事業	聴覚障害のある人等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話通訳者の養成・研修を行います。	126人 45件	126人 45件	126人 45件

② 日常生活用具給付等

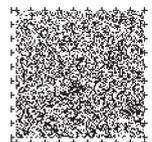
サービス名	内容	見込量		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
日常生活用具給付等事業	重度の障害のある人などに対して、自立生活支援用具等日常生活用具の給付・貸与を行います。	1,409件	1,409件	1,409件
①介護・訓練支援用具	特殊寝台・特殊マット・特殊尿器・入浴担架・体位変換器・移動用リフト・訓練いす・訓練用ベッドなど。	0件	0件	0件
②自立生活支援用具	入浴補助用具・頭部保護帽・移動・移乗支援用具・T字杖、棒状の杖・特殊便器・火災警報器・自動消火器・電磁調理器・歩行時間延長信号機用小型送信機・聴覚障害者用屋内信号装置など。	3件	3件	3件
③在宅療養等支援用具	透析液加温器・ネブライザー・電気式たん吸引器・酸素ボンベ運搬車・盲人用体温計（音声式）・盲人用体重計（音声式）など。	3件	3件	3件
④意思・情報疎通支援用具	携帯用会話補助装置・点字ディスプレイ・点字器・視覚障害者用ポータブルレコーダー・視覚障害者用活字文書読上げ装置・視覚障害者用拡大読書器・盲人用時計・聴覚障害者用通信装置・聴覚障害者用情報受信装置・人工喉頭・点字図書など。	8件	8件	8件
⑤排せつ管理支援用具	ストーマ用器具・収尿器。	1,395件	1,395件	1,395件
⑥居宅生活動作補助用具	居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	0件	0件	0件

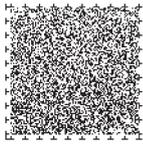
③ 移動支援事業

サービス名	内容	見込量		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。	37か所 752人分 17,000時間	37か所 752人分 17,000時間	37か所 752人分 17,000時間

(4) 地域活動支援センター

サービス名	内容	見込量		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域活動支援センター利用者数		8,000人	8,000人	8,000人
①基礎的事業(か所数)	障害のある人が日中活動をするための場を提供します。	4か所	4か所	4か所
②機能強化事業(か所数)	障害のある人を通所させ、創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等を図る機能を充実、強化する事業です。	3か所	3か所	3か所





(5) 理解促進研修・啓発事業

サービス名	内容	見込み量		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障害のある人への理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。	2事業	2事業	2事業

(6) 自発的活動支援事業

サービス名	内容	見込み量		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民が自発的に行う活動を支援します。	実施	実施	実施

(7) その他の事業（任意事業）

サービス名	内容	見込み量		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問入浴サービス事業	居宅で入浴することが困難な重度身体障害のある人や保護者の負担の大きい障害のある子どもに、入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。	190件	190件	190件
更生訓練費給付事業	自立生活および就労に向けて訓練を受けている方に、効果的に訓練を受けるための経費(消耗品費等)や、通所のための経費を支給します。	125件	130件	135件
日中一時支援事業	障害のある人に日中における活動の場を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を図るとともに、見守りや、日常的訓練などを行います。	140件	150件	160件
社会参加促進事業合計		2件	2件	2件
自動車運転免許取得助成事業	障害のある人が自動車運転免許を取得する際、費用の一部を助成します。	1件	1件	1件
自動車改造助成事業	障害のある人が購入する自動車にアクセル、ブレーキなどの改造が必要な場合、費用の一部を助成します。	1件	1件	1件

4 地域生活支援拠点の整備

現在、障害のある人の重度化や高齢化が進む中であって、「親亡き後」に障害のある人が安心して地域の中で自立して生活できるように、障害のある人の相談、交流の場の拡充、障害の特性に応じた受け入れや対応、専門的な相談支援など、学校から卒業、就職、親からの独立等、ライフステージの進展につれて、切れ目のない支援をする体制づくりが求められています。

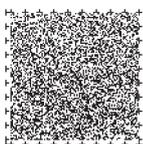
こうしたことから、障害のある人の地域における生活支援を推進するため、グループホーム等の居住支援機能と専門性のある人材の確保やコーディネーターの配置等により、地域移行や親元からの自立等に関する相談のほか、一人暮らしやグループホームでの体験、緊急時のショートステイを行える地域支援機能を一体化させた地域生活支援拠点等の整備をしていくことが必要です。

蕨市では地域自立支援協議会で、障害のある人のニーズや既存の福祉サービス等の整備状況を考慮した上で、居住支援機能及び地域支援機能を担う市内の既存施設・事業がそれぞれ役割を分担しながら、緊密に連携し、障害のある人の地域生活を支援する面的な体制整備をしていきます。

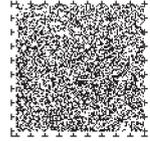
5 障害のある人の権利の擁護

障害のある人に対する虐待や身体拘束の防止・差別解消のため、地域住民や市内のサービス提供事業所等に対する啓発に努めます。

また、蕨市地域自立支援協議会等を通じて、障害のある人の権利擁護や虐待防止に関する理解を広め事業所と連携を取りながら、障害のある人の安全認識や事実確認を行う体制づくり、障害を理由とする差別に関する紛争の防止や解決を図ることができる体制づくりに努めます。



障害児支援等の目標値と見込み



1 障害児支援等の目標値

項目	数値	市の考え方
【目標値】 平成32年度(2020年度)末時点での児童発達支援センターの設置数	1か所	地域における障害のある児童の人数やニーズを的確に把握しながら、児童発達支援センター「あすなる学園」を中心に、障害のある児童を支援します。
【目標値】 平成32年度(2020年度)末までに保育所等訪問支援が実施できる体制の構築	有	児童発達支援センター「あすなる学園」を中心として保育所等訪問支援を実施します。
【目標値】 平成32年度(2020年度)末時点での主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	1か所	地域における、重症心身障害児の人数やニーズを的確に把握しながら、児童発達支援センター「あすなる学園」を中心に、障害のある児童を支援します。
【目標値】 平成30年度(2018年度)末時点での、医療的ケア児が必要な支援が受けられるための関係機関の協議の場の設置数	1か所	蕨市地域自立支援協議会を中心として、平成30年度(2018年度)末までに保健、医療、障害福祉、保育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置します。

2 障害児支援等の見込み量

サービス名	内容	見込量		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	未就学児を対象に日常生活における基本的動作の指導、必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。	30人 360人日	32人 384人日	34人 408人日
医療型児童発達支援	上記サービスに併せて上肢・下肢または体幹機能に障害のある子どもの治療を行います。	1人 10人日	1人 10人日	2人 20人日
放課後等デイサービス	就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や居場所の提供を行います。	101人 1,111人日	106人 1,166人日	110人 1,210人日
保育所等訪問支援	障害のある子どもが通う保育所や幼稚園に出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して集団生活の適応を支援します。	1人 1人日	1人 1人日	2人 2人日
居宅訪問型児童発達支援	外出困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活の基本的な動作の指導や知識・技能付与の支援をします。	1人 1人日	1人 1人日	1人 1人日

(1) 障害児相談支援

サービス名	内容	見込量		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児相談支援	障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにサービス利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う等の支援を行います。	109人分	116人分	125人分

(2) 発達障害のある子どもへのサービス

内容	見込量	平成30年度	平成31年度	平成32年度
		1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
児童発達支援センター等の施設数	児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制の整備。			

(3) 医療的ケア児へのサービス ① 医療的ケア児に対する関連分野の支援と調整するコーディネーターの配置数

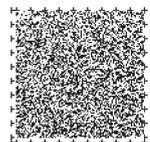
内容	見込量	平成30年度	平成31年度	平成32年度
		1人	2人	3人
医療的ケア児コーディネーターの配置数	保健、医療、障害福祉、保育等の関係分野との調整や支援を行います。			

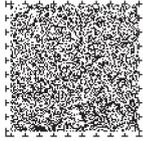
② 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

内容	見込量	平成30年度	平成31年度	平成32年度
		1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の配置数	保健、医療、障害福祉、保育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置します。			

(4) 重症心身障害のある子どもに対する支援

内容	見込量	平成30年度	平成31年度	平成32年度
		0ヶ所	0ヶ所	1ヶ所
主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	地域における重症心身障害児の人数やニーズを的確に把握しながら、障害のある児童を支援するための事業所を設置します。			





サービスの確保策

(1) 専門的な人材の育成と確保

多様化・高度化する相談者のニーズに迅速に対応できるよう、社会福祉士や保健師、精神保健福祉士、手話通訳者など、障害福祉に関する専門職員の育成や確保を図るとともに、資質の向上に努めます。

(2) 確実な情報提供

支給決定やサービス利用の方法、サービス体系の変化などについて、利用者や住民、事業者に対し、広報やホームページなどの活用とともに、さまざまな機会をとらえて確実に情報提供を行います。

また、情報を必要とする障害のある人への確実な情報提供を行うため、点字封筒の使用の拡大等にも取り組んでまいります。

(3) 施設整備の方針

各種施設整備に際しては、近隣市や関係団体と連携した対応が不可欠です。広域的な対応が必要な施設に関しては、近隣市や社会福祉協議会、サービス事業者などと連携を強化し、障害保健福祉圏域における既存の事業や施設の活用も視野に入れた解決策の検討や共同事業の推進を図ります。

(4) サービスを利用しやすい環境づくり

誰もが使いやすく、満足のいくサービスとしていくために、サービス内容や提供方法などについて、利用者やその家族、事業者の意見やニーズを把握し、充実に努めます。

本計画の進捗管理

(1) PDCAサイクルの導入

計画策定にあたっては、PDCAサイクルを取り入れた策定を目指すものとします。

・PDCAサイクルの必要性

計画は、障害のある人に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認して工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくものです。

そのため、作成した計画については、進捗を把握するだけでなく、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時、対応していくこととなります。

・PDCAサイクルとは

「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野で品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「見直し(Action)」を順に実施していくものです。

業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへと繋げていく過程は、業務の質を高めていく上で重要です。

(2) 計画におけるPDCAサイクル

平成30年度(2018年度)を初年度とする本計画においても、前計画で導入されたPDCAサイクルの考え方に立って、成果目標や活動指針、見込み量等の進捗管理を行います。

PDCAサイクルのプロセスは以下のとおりとされており、第4期障害福祉計画では、蕨市地域自立支援協議会において意見を聴いております。

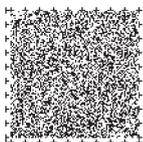
・成果目標及び活動指針については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者福祉施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じること。

・また、中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともにその結果について公表することが望ましいこと。

・活動指針については、より高い頻度で実績を把握し、設定した見込み量の達成状況等の分析・評価を行うことが望ましいこと、本計画においても、これらのPDCAサイクルのプロセスを念頭に、計画作成の段階において、基本指針に即しつつ地域の実情に応じて成果目標及び活動指針を設定するとともに、成果目標の達成に向けて必要となる活動指標についても整理しておくことが必要となります。

※成果目標 障害福祉サービス等の提供体制確保の一環として、基本指針の中で、基本理念等を踏まえて国全体で達成すべき目標として設定するもの。

※活動指針 国全体で達成すべき数値目標の形では設定しないが、都道府県・市町村において、基本指針に定める基本理念や提供体制確保の基本的考え方、障害福祉サービスの提供体制確保に関する成果目標等を達成するために必要となるサービス提供量等の見込みとして設定するもの。



第5期蕨市障害福祉計画・第1期蕨市障害児福祉計画(概要版)

平成30年3月発行

編集・発行 蕨市健康福祉部福祉総務課

〒335-8501 埼玉県蕨市中央5丁目14番15号

Tel: 048(433)7754